

第2次 中央市環境基本計画

【2019年度～2028年度】

概要版



2019年3月

1 環境基本計画について

計画の趣旨と見直しの背景

中央市では多様な環境問題への対応のため、平成18年2月に「中央市環境基本条例」を制定しその基本理念に基づき、平成21年3月に「中央市環境基本計画」を策定しました。また、環境基本計画の策定から5年後に前計画の中間見直しを行い、「中央市環境基本計画（後期計画）」として改訂しました。その間には社会情勢も変化し、環境保全に関する意識や生活スタイルの変化が進み、再生可能エネルギーへの転換や節電、省エネルギーなど、より環境に配慮した持続可能な社会への転換が今まで以上に求められるようになってきました。

国においては、持続可能な社会の実現のため「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野を統合的に達成することを目標とし、平成30年4月に第5次環境基本計画が策定されました。

また、本市においては、「爽やかな生活文化都市」実現のために5つの「まちづくり」を基本政策に掲げた「第2次中央市長期総合計画」が平成30年3月に策定され、基本施策の一つとして位置づけられた「環境に配慮した地域社会の実現」に向け、生活環境の向上、循環型社会の確立といった環境に係る施策の方向性が示されています。

このような状況のなかで「中央市環境基本計画（後期計画）」の検証を踏まえ、他の環境政策との整合性を図ることを目的として、「第2次中央市環境基本計画」を策定することとしました。

計画の対象

〇対象とする地域の範囲

本計画の対象とする地域は、原則として本市全域とします。

ただし、河川の流域の問題など国、県及び周辺自治体との連携が必要な項目については、関係機関と協力し取り組みを進めます。

〇対象とする環境範囲

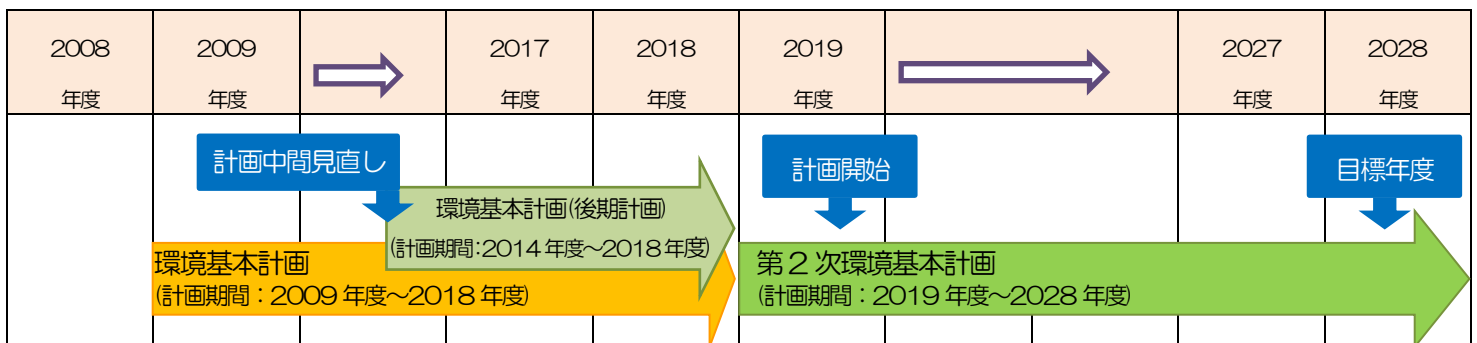
本計画の対象とする範囲は、本市の特性を考慮し以下に示す項目とします。

環境の範囲	項目
生活環境	○ 大気、水質、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、化学物質 等 ○ 景観、身近な緑や水辺、歴史的・文化遺産 等 ○ 廃棄物、物質循環 等
自然環境	○ 森林、山岳、湖沼、河川、生物多様性 等
地球環境	○ 地球温暖化、オゾン層、エネルギー 等

計画の期間

本計画の期間は、2019年度～2028年度とします。

2018年3月に第2次中央市長期総合計画が策定され、また、環境基本計画（後期計画）策定後5年が経過しその間に新たな施策や事業の展開、本市を取り巻く状況の変化があったことから、2019年度を開始年度として現在までの取り組みの成果や新たな要素を反映させた内容に見直します。



環境の将来像

本市では、平成18年2月、「中央市環境基本条例」を施行しました。条例では、良好な環境の保全および創造について、基本理念を定めています。本計画はこの基本理念に基づき策定するものとします。その上で、本計画の上位計画である「中央市長期総合計画」で定める基本構想から、市のあるべき環境像を次のとおりとします。

快適で健やかに暮らせる生活文化都市

施策の体系

基本目標—1 人と自然がふれあうまち

基本施策

- 1.身近な自然環境の保全
- 2.良好な田園景観の確保
- 3.緑地の保全、緑化の推進

施策の方向性

- (1) 自然環境の保全、自然とのふれあいの推進 (2) 生物多様性の確保
- (1) 農地・森林の保全と活用 (2) 農林業の地産地消の推進
- (1) 公園の整備と管理 (2) 緑化の推進と景観の保全

基本目標—2 快適で健康な生活環境があるまち

基本施策

- 1.大気汚染の防止
- 2.水質汚濁の防止
- 3.騒音・振動・悪臭の防止

施策の方向性

- (1) 大気汚染物質の排出抑制対策の推進 (2) 自動車排ガス対策の推進
- (1) 水質汚濁物質の排出抑制対策の推進 (2) 生活排水対策の推進
- (1) 公害防止対策の推進

基本目標—3 循環型の社会を形成するまち

基本施策

- 1.廃棄物の減量、リサイクルの推進
- 2.不法投棄・野焼きの防止
- 3.生活環境に影響を与える新たな環境問題への対応

施策の方向性

- (1) 廃棄物の発生抑制 (2) リサイクルの推進
- (1) 不法投棄等監視パトロールの実施 (2) 不法投棄・野焼き防止の啓発活動
- (1) 地下水資源の保全 (2) 災害時等の環境リスクへの対応

基本目標—4 地球環境の保全を推進するまち

基本施策

- 1.地球環境問題への取り組み

施策の方向性

- (1) 環境にやさしいライフスタイル、事業活動の推進
- (2) 新エネルギーの利用 (3) 省エネルギーの推進
- (4) 公共交通の充実

基本目標—5 環境活動に各主体が協働で取り組むまち

基本施策

- 1.環境活動の推進
- 2.環境教育・学習の推進

施策の方向性

- (1) 環境活動の推進
- (1) 学校における環境教育の推進 (2) 環境情報・環境学習の機会の提供

3 各主体の役割

本市環境基本計画の施策の実施及び目標の達成には、市民、事業者、市の連携・協力が必要となってきます。そのため、それぞれの立場から、基本目標における環境配慮行動について示します。

基本目標	市	事業者	市民
1. 人と自然がふれあうまち	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全、自然とのふれあい活動 生物多様性の確保 農地・森林の保全と活用 農林業の地産地消の推進 公園の整備と管理 緑化の推進と景観の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 各種環境活動への積極的参加 事業活動における環境保全の配慮 農業振興への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 水辺環境の保全 農業振興への協力 まちの美化活動 まちのイベント等の参加
2. 快適で健康な生活環境があるまち	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染物質の排出抑制対策の推進 自動車排ガス対策の推進 水質汚濁物質の排出抑制対策の推進 生活排水対策の推進 公害防止対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー、省資源活動 環境汚染の防止 環境配慮、環境ボランティア活動等 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー、省資源活動 環境汚染の防止 環境配慮、環境ボランティア活動等
3. 循環型の社会を形成するまち	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の排出抑制 リサイクルの推進 不法投棄等監視パトロールの実施 不法投棄・野焼き防止の啓発 地下水資源の保全 災害時等の環境リスクへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー、省資源活動 環境汚染の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー、省資源活動 環境汚染の防止
4. 地球環境の保全を推進するまち	<ul style="list-style-type: none"> 環境に優しいライフスタイル、事業活動の推進 新エネルギーの利用 省エネルギーの推進 公共交通の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に優しいライフスタイルの構築 新エネルギーの利用 省エネルギーの推進 公共交通の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に優しいライフスタイルの構築 新エネルギーの利用 省エネルギーの推進 公共交通の利用促進
5. 環境活動に各主体が協働で取り組むまち	<ul style="list-style-type: none"> 環境活動の推進 学校における環境教育の推進 市民への環境情報の提供、環境学習の機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市が実施する環境保全活動や地域の清掃美化活動の参加 環境学習や環境保全活動への取り組みの奨励、配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 市が実施する環境保全活動や地域の清掃美化活動の参加 環境学習講座等への参加

4 推進体制

環境基本計画を着実に推進し機能するためには、市民、事業者、行政がお互いの役割を理解し、各主体が協働して取り組む体制の構築が必要です。以下に計画の推進体制を示します。

